

過労死を防ぐには労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築が必要 ——日本学術会議提言に触れて——

岸 玲子（北海道大学環境健康科学研究教育センター 特別招聘教授）

過労死防止法の制定と過労死防止の学会の設立で、ここまで来られた関係者の皆様に敬意を表します。2011年の4月に、日本学術会議から、「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を——働く人の健康で安寧な生活を確保するために」という提言を出すことができました。今日はその内容とその後の関連学会の動きなどを含めまして、お話したいと思います。

学術会議は21期に、課題別委員会として「労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会」を設け、1部の人文社会系、2部のライフサイエンス、3部の理工系から推薦を受けた会員、連携会員、それから特にこの委員会のために入っていただいた、特任連携会員の合計19名で、1年半ほどかけて審議いたしました。最終的に先の提言を出しました。これは国民と、政府・行政、および労働者、使用者、あるいは学術関係者に向けられた内容でございます。日本学術会議は60年以上の歴史がございますけれども、働く人、およびその家族の健康・生活・安全を課題にして出した、初めての提言であります。これが提言の表紙で、実際にホームページ、学術会議のホームページから、どなたでも全文を見ることができます。このとき、私が委員長を仰せつかりましたけれども、今日、お見えになっている労働法の和田先生が副委員長、それからILOに長くおられた吾郷先生、社会政策の大澤真理先生、森岡孝二先生、それから今、国際職業保健学会の理事長をされている労働科学研究所の小木和孝先生など、多くの先生方に参画していただきました。

この端緒になりましたのは、2008年のリーマンショックの後の世界的な不況で、日比谷の年越し派遣村ができ、派遣切りで仕事と同時に住まいを失った方たちが、厚労省の講堂で布団などを借りて寝泊まりをする年の暮れの状況を見まして、労働・雇用問題で、課題別委員会の設置が急がれると考えまして、第二部会を通しまして、総会の議を経て、委員会が作られたわけです。

この提言の最終的な骨子でございますが、「健康政策を国の諸政策の上位に」というのは、健康政策を経済政策と同じように高い政策課題にして、その中に労働雇用環境の改善を位置づけてほしいという意味でございます。それから「労使はパートナーとして、対話を続けながら労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの構築を図る」。それから「過重労働、過労死、過労自殺を防止するための法的整備が必要」である。正規労働者の過重労働の解消と、非正規の労働者の待遇改善と、これは裏腹な関係にございますので、その法制度の整備もしてほしい。それから危険・有害環境改善、これはたとえばアスベストですとか、胆管がんですとかを改善する実効ある予防対策を推進していくようにしたい。それからメンタルヘルスは、今日もお話ございましたが、非常に重要な、なかなか難しい課題でございます。それもやはり予防的な取り組みが必要である。それからたとえば私も医師で大学の教員ですが、同時に産業医をしていました。今は(産業保健推進センターなどで)産業医の方たち、あるいは事業所などを指導というか、相談にのる役もしております。こういう専門職による質の高い産業保健サービスの制度確立が特に中小企業では非常に望まれる。

それから日本は、すべての労働者が、労働安全衛生法をカバーされているわけではございませんので、そこも含めて体制を強化する、過労死防止法でも入っておりますが、研究調査体制の充実をはかる。これらもすべて提言の中に入れました。

特にこの提言の中では、社会システムと連動した改革が必要であると書きました。ひとつには男女労働者のワークライフバランスの推進でありますし、正社員と非正規間のワークシェア、あるいはILOのパートタイム条約などを、まだ日本は批准しておりませんので、批准して、非正規職の立場を良くする、あるいは年金制度など、いろいろなことが関わってくると思います。同一価値労働同一賃金、これは厚労省がすでに職務評価基準の準備を始めているように、この提言を出すときにも、そういう情報がございましたので、それを進めていただきたいと思書きました。特に最低賃金の引き上げ、年金制度の見直し、短時間労働者の社会保険の拡大ですとか、第三号被保険者の漸減などで、働くことのインセンティブを日本が高めていくことが、やはりサステナブルな日本社会の発展のために、非常に重要であると述べました。それから教育・再訓練型の失業給付。ヨーロッパの国では2年ぐらいこれができる国がございます。それから先ほど申しましたように、すべての労働者に等しく安全衛生サービスを提供するために、できれば労使とは独立した、これはILO161号条約には、そのことが書かれておりますが、予防対策や職場環境改善を提供する仕組みの構築が必要である。日本政府は第187号条約については世界で率先して批准しているのですが、155号条約と161号条約は基本的にはまだ批准しておりません。そこで問題になるのが、この独立した立場の産業医等をおく、そういう形も重要なのだと思います。日本ではそれ（産業医が企業から独立していないこと）がネックになっているように思っております。それから使用者と労働者は、社会的パートナーとして制度改革を進める。特に労働CSRとしても、使用者側が社会的責任を果たすのが重要だと思います。

特に過労死、今日の本題であります、過労死・過労自殺を予防するための課題と対策で、これは本文からそのまま書いて参りました。過重労働による労働者の健康障害対策は長年、政労使で取り組まれてきたのですけれども、根本的な予防対策はまだ遅れていると思います。そこで、労働者の健康や安全を確保するために、何よりも長時間労働を解消する方策を講じること、これは焦眉の課題でございます。特にいわゆるサービス残業の解消、それから現場を熟知している労使の取組みが重要であることは、本当に言うまでも無いのですが、先ほども熊沢先生の話にもございましたように、我が国の労働組合の多くが企業内組合であります。それから、約9割の事業所に労働組合が存在しないという現実がございますので、立法の役割も依然として大きいというふうに書かせていただきました。その際に、長時間労働による過労死や過労自殺が社会問題となっていない国、日本以外の先進国の基準とか制度は多めに参考になるということも、最初に述べました。特に労働基準法では、1週40時間、1日8時間の原則は定めているのですが、36条の、いわゆる36協定がございますので、青天井になりがちである。37条、時間外労働や休日労働に対する賃金の割増率が引き上げられたのですが、まだ十分ではないのではないかと。第39条には、年次有給休暇の定めがございますが、やはりもう少し、高い基準になっていくのが望ましいのではないかと。で、この長時間労働を解消するために、やはり1日の最長労働時間を設定すること。それから1日の仕事の終了から翌日の仕事の開始まで一定の休息時間を確保する、インターバル休息制度。今、いろいろ議論されはじめておりますけれども、やはりここをしっか

り考えていきたい。それから時間外労働や、休日労働に対する割増率、これも、この組み合わせがやはり重要だと考えました。

とりわけ、法定労働時間の規制を空洞化させている、やはり 36 協定の制度はなくしていく必要があるのではないか。そのためには 1 日単位、1 ヶ月単位、1 年の単位での、法的拘束力を持つ限度時間を設定するのが望ましい。休息时间については EU 最低連続 11 時間の休息時間を付与することが行われておりますが、やはり我が国でも、何らかの形で導入することが望ましいと考えました。

健康で文化的な労働生活を送るために、年間 18 日付与されている年次有給休暇の取得の義務づけが必要だと思う。それから中小企業を含む、多くの事業所でそれぞれ、どのような課題があるのかを整理する。良きモデルの企業の経験に学ぶなど、これからの諸環境の整備をはかることが必須だと思います。提言の中で、具体的に書きましたのは、この「国は過重労働対策基本法を制定し、基本法を定めて、過労死や過労自殺の防止をはかる」、これは本当に皆様のご尽力でできたのは素晴らしいと思います。それから 36 協定の見直し、それから今、申しましたことですので、ちょっと端折ります。

学術会議提言の後、日本産業衛生学会、政策法制度委員会で、2013 年に、「労働衛生方面の課題と将来のあり方に対する提言」というのを、理事会の議を経て出しております。学会ホームページとか、産業衛生学雑誌に掲載しております。それから現在、ほぼできあがって、今、理事会でも審議が終わったところですが、職場におけるこれからのメンタルヘルス対策のあり方、職場の化学物質管理のあり方について、提言を近々に出すところでございます。

今後のメンタルヘルスで、2014 年のレビューで、過重労働における健康影響については、虚血性心疾患、うつ状態、不安、睡眠障害の 4 項目についてはかなりはっきりしたエビデンスがあるのですが、その他はまだ、もう少し研究が必要だろうというふうに書かれております。

高度プロフェッショナル労働制の導入の話が今日、出しておりますけれども、日本の場合、少し減りましたが、30 歳から 49 歳の、労働時間が週に 60 時間を超える比率はまだ 17% であります。で、働き過ぎによる種々の健康影響が一層深刻化する懸念を心配しております。

最後に、多くの問題が、雇用・労働に関しましては、過重労働問題が非常に重要でありますけれども、それら以外の問題もたくさんございます。解決すべきことを、今日、話しました。全体像を見ながら、個別にも多様な取組みが必要であると思います。グローバルな視点で、しかし、やはり日本で国民各層が、それぞれの関心から議論に参加して、共通認識にしていくと、力になるであろうと考えております。以上でございます。

なお、前述の「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築」に関する学術会議の提言を拡充して、近くミネルヴァ書房から『健康で安全で働きがいのある職場をつくる』が刊行される予定であることを付言しておきます。